

保護者の課税地変更などがある場合

以下の 1 ～2 の手順でオンライン (e-Shien サイト) にて申請を行っていただきます。本校ホームページ (<https://www.saitamaheisei.ed.jp/guide/fee>) に利用者マニュアルがありますので参考にしてください。



学校ホームページ



e-Shien ページ

1 ログイン (マニュアル P5～P6 参照)

郵送でお送りしている ID とパスワードでシステムにログインしてください。

<https://www.e-shien.mext.go.jp>

2 保護者等情報変更届出 (マニュアル P15～P21)

画面の案内に沿って、情報の変更の入力と申請を行ってください。

※今回の受給資格認定と保護者の課税地変更の申請は 7 月～になるため、システム上 7 月以降に入力していただく必要がありますが、6 月以前に入力された場合は学校で適用開始月を 7 月に変更させていただきます。

※就学支援金はマイナンバーに基づき、保護者の地方税情報を確認したうえで、支援の対象となる生徒を決定します。住民税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に改めて課税証明書などを提出していただく場合があります。また、支給遅延の原因にもなりますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。

お問い合わせ先：埼玉平成高校 本部校舎事務室 049-295-1212 担当：渡邊・猪鼻